

(仮称) 邑南町ゼロカーボンシティ促進事業体の共同設立に関する協定書 (案)

邑南町 (以下「甲」という。) 及び (以下「乙」という。) は邑南町ゼロカーボンシティ促進事業公募型プロポーザルにおける審査結果を受け、(仮称) 邑南町ゼロカーボンシティ促進事業体 (以下「事業体」という。) の共同設立に向け、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 本協定は、甲が、邑南町ゼロカーボンシティ促進事業公募型プロポーザルにおいて乙が事業受託者 (予定者) として選定されたことを確認した上で、甲と乙が相互の信頼関係に基づき、地域の特性を生かしたゼロカーボンシティ事業を展開する新事業体を共同設立し、小売電気事業をはじめ脱炭素社会への移行に資する事業を開始するための準備を円滑に進めることを目的とする。

(事業体の設立)

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するために、事業体の設立及び小売電気事業の開始に向け、綿密に連携し、次の各号に定める事項に取り組むものとする。

- (1) 地元金融機関等に対して事業体への出資を呼びかけること。
 - (2) 事業体の合弁契約書を作成し、締結すること。
 - (3) 事業体の定款を作成し、認証を受けること。
 - (4) 事業体設立の登記書類を作成し、登記を行うこと。
 - (5) 全各号に定める事項の他、事業体の設立にあたって必要なこと。
- 2 本条各1項各号に定める事項を実施する際に発生する費用は、乙が負担するものとする。
- 3 乙は、本条第2項の規定において負担した費用について、事業体設立後、法令の定める範囲内で事業体に請求することができるものとする。

(提案内容の遵守)

第3条 乙は、邑南町ゼロカーボンシティ促進事業公募型プロポーザルにおいて行った事業提案を、甲及び乙の共同出資により設立する事業体において実現することに最大限努力するものとする。

- 2 乙は、前項の事業提案を実現することができない事情が生じた場合には、速やかに甲に報告説明し、甲と今後の対応を協議しなければならない。
- 3 甲は、乙が第1項の事業提案を実現できないことが前項の報告説明により明白な場合には、本協定を解除できるものとする。
- 4 前項の場合において、乙は、甲に対して、それまでに生じた経費負担、解除に伴う損害

賠償等名目を問わず一切請求しないものとする。

(秘密保持)

第4条 甲及び乙は、本協定の履行に関連して相手方から秘密情報として受領した情報を秘密として保持し、責任を持って管理し、本協定の履行又は事業の遂行以外の目的で当該秘密情報を使用又は第三者に開示してはならない。ただし、事前に書面により相手方の了承が得られた時は、この限りではない。

2 本条第1項に定める情報のうち、次の各号のいずれかに該当する場合には、秘密情報に含まれないものとする。

- (1) 開示の時に既に公知であった情報。
- (2) 開示される前に自らが正当に保有していたことを受領者において証明できる情報。
- (3) 開示の後に受領者の責めに帰すことができない事由により公知となった情報。
- (4) 正当な権限を有する第三者から自己が秘密保持義務を負うことなくして開示を受けた情報。
- (5) 邑南町情報公開条例に基づき開示する情報。

(有効期間)

第5条 本協定の有効期間は、協定締結の日から事業体設立の日又は令和4年3月31日までのいずれか早い方の日とする。

(協議事項)

第6条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に疑義が生じた時は、甲及び乙の協議により決定する。

上記協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自1通保有する。

令和3年 月 日

甲 島根県邑智郡邑南町矢上6000
邑南町
邑南町長 石橋 良治

乙